

# 平成28年11月16日(水)を 「ノー残業デー」にしませんか？

福岡労働局では、県内の企業・団体に  
「県内一斉ノー残業デー」の  
取組を呼びかけています



## ノー残業デーは「働き方改革」の第一歩!

すべての人が健康に安心して働くことができ、人材の確保・育成や生産性の向上、女性の活躍推進や地方創生を実現するためにも、効率的な働き方による時間外労働の削減や休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」が求められています。

「残業するのが当たり前」になってはいないでしょうか。

ノー残業デーを設定することにより“定時で終わるためにはどうしたらよいか”考えることが、働き方改革の第一歩となります。週に1回でも月に1回でも、業務を見直す機会ができると、普段の仕事も効率化が図れます。

本年6月2日閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、「最大のチャレンジ」は働き方改革であるとされています。

11月は「勤労感謝の日」もあり、働き方を考える良い機会です。ノー残業デーが最も多く導入されている水曜日を基本とし、月の半ばでもある第3水曜日（本年は16日）を「県内一斉ノー残業デー」の日として福岡労働局が平成22年から呼びかけているものです。

この取組をきっかけに定期的なノー残業デーの導入をご検討ください。

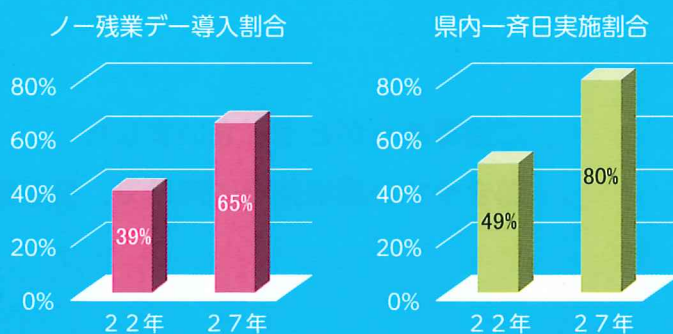
既にノー残業デーを導入している企業・団体には、制度の定着状況を再確認していただければ幸いです。

ノー残業デーを確実に実施するために、退社時間になると管理者が事務所内の照明を消灯するというところや、労働組合にも理解と協力を得て、ノー残業デー当日、人事部署担当者と労働組合役員等で事務所内を巡視している企業もあります。メリハリをつけた働き方は、企業だけでなく、従業員の意識も重要です。



他社でやれるなら  
当社でも  
やってみよう!

年々取組が  
広がっています!



県内一斉ノー残業デーアンケートより